

須磨区地域活動支援コーナー「掲示板」・「チラシ用ラック」の利用手続きについて

1. 掲示板の使用について

- (1) 掲示板の使用を希望する団体（以下「板使用者」）とします。は、掲示板の空きを確認して、須磨区地域協働課にて「掲示物」（2部提出）についての確認を受けるものとします。
- (2) 須磨区地域協働課は、掲示物について問題がないと認めたときは、「掲示物」に受付日付印を押印します。（1部返却）
- (3) 板使用者は、当該掲示物を地域活動支援コーナーに持参し、掲示板の空きスペースに掲示をします。
- (4) 掲示期間は原則として最大3ヶ月とします。ただし、（3ヶ月以内の）募集期限等がある掲示物においては募集期限までの掲示とします。
- (5) 掲示必要期間（募集期限等がある場合は募集期限）の終了後、板使用者は直ちに自己の責任において掲示物を撤去するものとします。
- (6) 掲示期間（募集期限等がある場合は募集期限）を終了した掲示物を板使用者が撤去しない場合、団体に連絡することなく廃棄するものとします。
- (7) 掲示物は1枚限りとしますが、裏表がある場合は、それぞれの掲示をすることができるものとします。
- (8) 掲示物には、主催者名等の責任者及びその連絡先を明示するものとします。
- (9) 掲示添付物のサイズは、最大A1サイズまでとします。

2. チラシ用ラックの使用について

- (1) チラシ用ラックの使用を希望する団体は（以下「ラック使用者」）とします。は、ラックの空きを確認して、須磨区地域協働課にて、「チラシ」（2部提出）についての確認を受けるものとします。
- (2) 須磨区地域協働課は、当該チラシについて問題がないと認めたときは、「チラシ」に受付日付印を押印します。（1部返却）
- (3) ラック使用者は、当該チラシを地域活動支援コーナーに持参し、ラックの空きスペースにチラシを設置します。
- (4) 設置期間は、原則として最大3ヶ月とします。ただし、（3ヶ月以内の）募集期限等があるチラシにおいては募集期限までを設置期間とします。
- (5) チラシ用ラックに適合しないサイズのチラシを設置する場合、他のチラシの設置を妨げないようにしなければならない。
- (6) 設置期間の終了後は、使用団体において責任をもって撤去するものとします。
- (7) 設置期間を終了したチラシを使用団体が撤去しない場合は、当該団体に連絡することなく廃棄するものとします。
- (8) 同一のチラシは、1箇所のラックスペースのみで設置とし、裏表で2箇所の使用等はできないものとします。また、色が違うなど同一事業に対してのチラシも原則として1箇所の使用のみとします。
- (9) チラシの設置にあたっては、主催者名等の責任者及びその連絡先を必ず明示するものとします。